

101 訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
2人の訪問介護員等による場合	利用者又は家族等の同意	☐ あり	
夜間の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が18時～22時	☐ 該当	サービス提供票
早朝の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が6時～8時	☐ 該当	サービス提供票
深夜の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が22時～6時	☐ 該当	サービス提供票
特定事業所加算（Ⅰ）	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐ あり	研修計画書（事業計画書）
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	☐ 定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐ 文書等により実施	留意事項伝達書（FAX、メール可）、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐ 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐ あり	重要事項説明書等
	6 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	☐ 配置	職員台帳（履歴書）等
	7 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	☐ 配置	〃
	8 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上	☐ 該当	利用者台帳等

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅱ）	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり（含予定）	研修計画書（事業計画書）
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書（FAX、メール可）、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	6 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	☐	6又は7に該当	職員台帳（履歴書）等
	7 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	☐		〃
特定事業所加算（Ⅲ）	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり（含予定）	研修計画書（事業計画書）
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐	定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書（FAX、メール可）、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	6 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上	☐	該当	利用者台帳等

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算（Ⅳ）	1 全てのサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐ あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐ 定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐ 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐ 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐ あり	重要事項説明書等
	6 配置することとされているサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、配置基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置	☐ 配置	
	7 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち要介護3、4又は5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はⅤの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の60以上	☐ 該当	利用者台帳等
特定事業所加算（Ⅴ）	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐ あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	☐ 定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐ 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	☐ 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	☐ あり	重要事項説明書等
	6 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者が100分の30以上	☐ 配置	職員台帳(履歴書)等

点検項目	点検事項	点検結果		
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供）	☐	所定単位数の70/100	
	障害福祉制度の指定訪問介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提供）	☐	所定単位数の93/100	
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供	☐	所定単位数の93/100	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐	所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐	所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐	所定単位数の100分の85	
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が事前又は事後に必要と認め、当該要請から24時間以内に居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合	☐	該当	要請に関する記録、サービス提供記録等
初回加算	過去2月間（暦月）の利用実績がない	☐	該当	サービス提供記録等
	サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供へのサービス提供責任者の同行	☐	該当	
特別地域訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が200回以下の事業所	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者が行った生活機能アセスメント	☐	あり
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐	あり
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	☐	該当
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等とサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	☐	あり
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐	あり
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間	☐	該当
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐	該当
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う	☐	実施

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐	実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	☐	実施	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐	あり	
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり		

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の見込額の平均を上回る			
	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	あり	実績報告書
	5 特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	☐	あり	
	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の見込額の平均を上回る			
	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	